

イ 取扱品目に係る海外マーケットの調査
ウ 産地間連携等による海外での販路開拓

(2) 輸出環境整備を図る取組

輸出戦略に掲げる品目等について、農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者の組織する団体等が対象国・地域が求める検疫等条件への対応のため、牛肉・豚肉に係る輸出施設認定取得・更新の取組や登録園地査察に係る取組、また、水産エコラベルが求められる輸出先国・地域への対応として、新たにMSC認証を取得する取組を対象とします。

(3) 先進的輸送技術による最適輸出モデルの開発・実証を図る取組

輸出戦略に掲げる品目等について、農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者の組織する団体が、品目別の輸出状況に応じた実用的な輸送コストの実現等を図るため、先進的輸送技術（長期間かつ多品目の輸送に耐え得る品質保持技術等）を活用した最適な輸出モデルの開発・実証を行う取組を対象とします。

2. 公募参加表明

応募者は、所定の様式にて公募参加表明書を以下の提出期限までに提出する必要があります。

・提出期限：平成29年5月16日（火）17:00必着

3. 課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数

応募者は、所定の様式にて課題提案書等を以下の提出期限までに提出する必要があります。

・提出期限：平成29年5月18日（木）17:00必着

・必要部数：16部

公募の詳細については、以下のURLをご参照ください。

○ 農林水産省ホームページ

http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/shokusan/170424_2.html

【提出先・問合せ先】

・農林水産省 食料産業局輸出促進課
担当者：澤井、福原、富松
代表：03-3502-8111（内線4330）
ダイヤルイン：03-6738-7045
FAX：03-6738-6475

2. 【補助事業の公募】平成29年度農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち新興市場等におけるマーケティング拠点事業の公募について（2次公募）

平成29年度農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち新興市場等におけるマーケティング拠点事業について、事業実施候補者を公募します。

【新興市場等におけるマーケティング拠点事業】

1 事業の概要

次の（1）から（3）までの取組を支援します。なお、本事業は、中国、米国（サンフランシスコ、ロサンゼルス以外）及びロシア等、「農林水産物の輸出力強化戦略」（国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略）に掲げる国・地域（香港、台湾、シンガポール、タイ、マレーシア、UAE及びフランスを除く）において実施します。

(1) 拠点の設置

- ア 情報収集など諸準備
- イ 拠点の設置及び運営
- ウ 拠点の広報活動

(2) 試験販売、アンケート調査等の実施

- ア 試験販売のための商品の選定
- イ 試験販売のためのマーケティングに資する情報の収集・提供
- ウ 出品商品のプロモーション
- エ 出品商品に係る試験販売の結果の取りまとめ
- オ 出品商品に係るアンケートの実施
- カ 農林水産省への報告と出品者へのフィードバック

(3) 報告書の作成

2 公募に係る説明会の開催

公募に係る説明会を、以下のとおり開催します。参加希望者は、所定の様式にて5月9日(火)までに申し込む必要があります。

- ・日時：平成29年5月10日(水)10:00～(1時間程度)
- ・場所：農林水産省共用第4会議室(本館1階、ドア番号：本112)

3 公募参加表明

応募者は、所定の様式にて公募参加表明書を以下の提出期限までに提出する必要があります。

- ・提出期限：平成29年5月22日(木)17:00必着

4 課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数

応募者は、所定の様式にて課題提案所等を以下の提出期限までに提出する必要があります。

- ・提出期限：平成29年5月24日(月)17:00必着
- ・必要部数：16部

公募の詳細については、以下のURLをご参照ください。

○ 農林水産省ホームページ

http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/shokusan/170424_1.html

【提出先・問合せ先】

農林水産省食料産業局輸出促進課
担当者：北口、篠原
TEL：03-3502-8111(内線4313)
ダイヤルイン：03-6744-7172
FAX：03-6738-6475

3. 食品等の放射性物質規制にかかる輸出証明書の受領場所拡大について

農林水産省では、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、日本から食品等を輸出する際には、諸外国から求められている食品等の放射性物質規制に係る輸出証明書の発行を行っています。

4月20日から、輸出検疫証明書の交付を必要とするロットについて、植物防疫所及び動物検疫所において、食品等の放射性物質規制に係る輸出証明書の受け取りが可能となりました。これまでの受取機関(62機関)に加えて、植物防疫所及び動物検疫所(89機関)において輸出証明書の受け取りができるようになりました。

詳細につきましては、下記プレスリリースをご参照ください。

○プレスリリース：食品等の放射性物質規制にかかる輸出証明書の受領場所拡大について

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kaigai/170420.html>

4. カタール、ウクライナ向け日本産食品の輸入規制の撤廃について

【カタール向け日本産食品の輸入規制の撤廃】

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴うカタールの日本産食品の輸入規制については、これまで日本産のすべての食品に対し、輸入時に放射性物質に係るサンプル検査が行われていましたが、本年4月3日に当該規制が撤廃されました。

詳細は以下のURLをご参照ください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/qatar_teppai.html

【ウクライナ向け日本産食品の輸入規制の撤廃について】

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴うウクライナの日本産食品の輸入規制については、これまで日本産のすべての食品に対し、輸入時に放射性物質に係る検査の強化が行われていましたが、本年4月14日に当該規制が撤廃されました。

詳細は以下のURLをご参照ください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/ukraine_teppai.html

5. オーストラリア向け牛肉エキスの輸出について

農林水産省はオーストラリア当局との間で、生鮮牛肉を含む日本産牛肉の輸出解禁に向けた協議を行っているところです。

今般、オーストラリア当局との間で、牛肉エキスの輸出条件が締結されたことから、同条件を満たす牛肉エキス及びそれを使用した加工品（牛以外の動物（羊及び山羊を除く）由来のエキス（豚・鶏等エキス）が含まれてもよい。）の同国向け輸出が可能になりました。

輸出条件は以下のとおりになります。

<輸出条件>

- ・ 2015年9月4日以降に製造された牛肉エキスを使用した製品であること。
- ・ 原料となる牛肉（骨及び内臓を含む。以下同じ。）は、日本において出生し、飼養され、と畜された牛由来であること。等
- ・ また、牛肉エキスの含有量が製品の5%以上の場合には、原料となる牛肉は、中心温度100℃以上で少なくとも30分以上加熱されていること及び製品は肉片を含んでいないこと等の追加条件がある。

詳細についてはプレスリリース

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/170427.html>

並びに

下記の「豪州向け牛肉エキスの輸出条件について（動物検疫所ホームページ）」をご確認ください。

<http://www.maff.go.jp/aqs/hou/exguuteirui2.html#au>

なお、オーストラリア向けに牛肉エキスを輸出する場合、輸入許可を取得する必要があります。詳細についてはオーストラリア農業省にお問い合わせください。

<http://www.agriculture.gov.au/>

6. 「第1回“日本の食品”輸出EXPO」の開催発表・説明会について

本年10月に、日本の食品輸出のための展示会である「第1回“日本の食品”輸出EXPO」が幕張メッセにて開催される予定となっております。
これに先立ち、5月24日（水）に、開催発表・説明会が開催されますので、出展にご関心がある事業者の方におかれましては、是非ご参加ください。

【説明会開催日時】 平成29年5月24日（水） 14:00～15:00（13:30 受付開始）

【場所】 JPタワー ホール&カンファレンス「KITTE 4階」
（東京都千代田区丸の内2-7-2）

【概要】

主催のリード エグジビションジャパン(株)より、出展検討企業に向けて本展の目的と魅力、出展メリット等について説明する予定となっております。
参加可能人数は400名となっております。

詳細は以下をご参照ください。
<http://www.jpfood.jp/To-Exhibit/Kaisai/>

説明会参加申し込みは以下をご参照ください。
https://contact.reedexpo.co.jp/expo/JF/?lg=jp&tp=pre_semi&ec=JF

7. 農林水産物・食品輸出関連イベントの参加者募集について

農林水産物・食品輸出関連のイベントを下記の通りご案内いたします。下記URLもご参照の上、是非ご応募下さい

【全てのイベント情報】 ↓
<http://www.jetro.go.jp/eventstop/foods/events/>

===== [参加者募集中] =====

——— 展示会 ———

- ◆ロシア産業総合博覧会「イノプロム2017」 ジャパンパビリオン
イノプロム（INNOPROM）とは、ロシアのエカテリンブルクで毎年開催されるロシア最大規模の総合産業博覧会です。「イノプロム2017」ジャパンパビリオンの農林水産省ブースにて日本産農林水産物等の魅力発信のプロモーション等を行い、消費者の嗜好性等の把握のほか、日本産品への信頼性向上と普及を図ります。
出品に関する費用は無料ですので、ロシアにおける消費者の反応を知りたい方にとって、効果的な見本市です。

【日時】 平成29年7月10日（月）～13日（木）

【開催場所】 Ekaterinburg-Expo（ロシア、エカテリンブルグ）

【申込締切】 2017年5月11日（木）

【詳細・お申し込み等】
<https://reg.lapita.jp/public/seminar/view/207>

◆ドイツ「ANUGA 2017」ジャパンパビリオン

ドイツ・ケルンにて開催される「ANUGA 2017」は、世界約190カ国16万人のバイヤーが訪れる食品業界最大級の食品総合見本市であり、EU市場のみならず海外市場への販路開拓を目指す方にとって効果的な見本市です。

本見本市に「ジャパンパビリオン」を設置することで、日本の食品・飲料等の魅力を国際的にアピールするとともに、EU市場等への新規参入・販路拡大をめざす我が国企業等を支援することで、さらなる輸出拡大を目指します。

【日時】平成29年10月7日（土）～11日（水）

【開催場所】K o e l n m e s s e（ドイツ、ケルン）

【申込締切】2017年5月10日（水）17:00

【詳細・お申し込み等】

<https://www.jetro.go.jp/events/afb/417546c12513576c.html>

セミナー

◆食品輸出「鮮度保持輸送事例紹介」セミナー

ジェットロでは様々な機会を設け、日本の事業者と海外のバイヤーとの商談支援を行っています。そのなかで、日本の事業者からは輸送も輸出拡大のネックになっているのご意見も頂きます。そこで、5月24日に、鮮度保持技術を活用した輸送事例をご紹介しながら、その効果や今後の可能性について、セミナーを開催します。本セミナーにご参加頂いた皆様にとってT P P加盟合意国などを含め、海外への輸出拡大に向けたヒントとなれば幸いです。

本セミナーでは、デモンストレーション用の冷凍機械を用意される講師もお招きいたします。新たに農林水産物・食品の輸出を検討されている方、既に輸出に取組まれている方も、鮮度保持輸送にご関心の皆様は是非ご参加ください。

【日時】平成29年5月24日（水）13:30～16:40（13:00 受付開始）

【場所】T K P赤坂駅カンファレンスセンター ホール14C
（港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館14階）

【参加費】無料

【申込締切】平成29年5月17日（水）17:00

【定員】100名（先着順）定員になり次第締め切ります。

【詳細・お申し込み等】

<https://www.jetro.go.jp/events/afa/f5a6eff8b87fdbab.html>

<編集後記>

ご愛読いただきありがとうございます。

ゴールデンウィークはいかがお過ごしでしたか。連休明けで大変ですが、本日から一緒にがんばってまいりましょう。

発行

[農林水産物等輸出促進メールマガジン]

発行：農林水産省 食料産業局 輸出促進課
住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
代表：03-3502-8111（内線4311）
直通：03-3502-3408
FAX：03-6738-6475

このメールマガジンに関するご意見・ご要望又は転載を希望する場合は、当課までお問合せ下さい。

当メールマガジン及びバックナンバーは、以下の輸出促進対策ホームページに掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_mailmaga/archive.html

お知り合いに「農林水産物等輸出促進メールマガジン」をご紹介下さい。

当メールマガジンの配信登録、配信変更及び配信解除等は、以下のホームページから手続することができます。

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>